

福祉有償運送サービス事業運行規約

(目的)

第1条 この規約は、通常バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者等（車イス利用者を含む）の外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に寄与するための福祉輸送サービス事業（以下「事業」という。）を行うにあたり、その適正な運営を確保することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業の利用対象者は、小諸市内に住所を有する者又は生活実態が小諸市にある者で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 社会福祉法人小諸市社会福祉協議会（以下「当法人」という。）にあらかじめ登録した会員（福祉輸送サービスの利用者に限る。以下同じ。）及び付添人。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であって、日常の外出において単独ではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難な者。
 - ① 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者。
 - ② 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
 - ④ 厚生事務次官通知による「療育手帳」の交付を受けている者。
 - ⑤ 前①～④に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者であつて会長が必要と認めた者。

(使用車両)

第3条 車両は、「福祉有償運送の登録に関する処理方針」（令和2年11月27日付け国自旅第317号。以下「福祉処理方針」という。）2.(2)⑦の(イ)～(ホ)に定める自動車であつて乗車定員11人未満のものを使用するものとする。

2 前項に掲げる車両については、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省第75号。以下「施行規則」という。）第51条の23第1項及び第2項に基づき運送者の名称、福祉有償運送車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名ならびに登録番号等について、車内の利用者に見やすいように掲示する。

3 前項に定める車両については、施行規則第51条の23第3項に基づき自家用有償旅客運送者登録証の写しを備えておくものとする。

(運転者)

第4条 運転者は、第2種運転免許を受けており、かつ、直近の2年間に人身事故又は重大な物損事故を起こしたことがない者。又は、第1種運転免許を受けており、国土交通大臣が定める講習を修了しており、かつ、直近の2年間に人身事故又は重大な物損事故を起こしたことがない者とする。

2 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第1項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれか

を備える者を乗務させるものとする。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 31 年第 30 号）第 42 条第 1 項の介護福祉士の登録を受けていること
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること
- ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

（運行管理体制）

第 5 条 運行管理体制を別に定める。

（運行範囲）

第 6 条 運行範囲は、小諸市内を発地又は着地とするものを対象とする。

（運行日及び運行時間）

第 7 条 事業の運行日及び運行時間は次のとおりとする。ただし、小諸市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- ① 運行日 月曜日～金曜日までとする。
ただし、祝祭日、8 月 13 日から 8 月 16 日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。
- ② 運行時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

（運行予約）

第 8 条 運行の予約は、原則として、希望する日の運行 2 日前の午後 5 時（以下「予約締切」という。）まで受け付けるものとする。

- 2 予約締切を過ぎて利用対象者から予約の申し込みがあった場合で、その理由が病院の都合など利用対象者の責めに帰すことができない理由である場合については、前項の規定にかかわらず、希望する日の運行前日の午後 5 時まで受け付けることができるものとする。
- 3 運行の予約は、当法人への電話により、又は当法人の事務所への訪問により受け付けるものとし、運転者個人が電話により、又は運行の際に次回の予約を引き受けることはしない。

（利用料金）

第 9 条 利用料金は、別に定める。

- 2 有料道路通行料金及び有料駐車場等使用料金の実費は、利用者がその都度負担するものとする。

（事故又は故障）

第 10 条 運行中に事故又は故障が発生した場合は、運転者は現場での適切な処置をとるとともに、速やかに運行管理責任者に報告を行いその指示に従うものとする。

（補償）

第 11 条 事故等による利用者への補償については、当法人が加入した保険の補償の範囲内とする。

(その他)

第112条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、当法人の会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規約は、福祉有償運送運営協議会の協議の結果、変更する必要がある場合には、速やかに変更した上で、道路運送法上の許可を申請するものとする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。